

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金関係》

平成23年8月4日

年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）の可決・成立について

国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間の延長等を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）案」につきましては、2010年3月の第174回通常国会提出以降、久しく継続審議状態にありましたが、本日8月4日、衆議院での可決を受け、同日成立しました。

本法案の成立により、企業年金においても様々な制度改正が行われますので、取り急ぎその概要をご案内する次第です。なお、内容によっては規約変更等の手続が必要となる場合も考えられますので、関連情報等について詳細が判明次第、改めてご案内させていただきます。

記

1. 厚生年金基金に関する改正（第二条関連）【施行日：公布の日】

（1）設立事業所の減少に係る掛金一括徴収要件の拡充

厚生年金基金の設立事業所が減少する場合、基金は、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金を一括徴収することとされています。今般、事業所減少に該当する要件として「分割または事業譲渡による事業の全部または一部の承継」が新たに加わります。

（2）情報収集等業務の委託

企業年金の未請求者対策を推進するため、企業年金連合会を通じて住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）から加入者等の住所情報を取得することが可能となります。

（3）厚生年金基金の解散における特例措置

母体企業の経営悪化等に伴い財政状況が悪化した厚生年金基金が解散する場合における「納付額」および「分割納付」に係る特例措置が、5年間の時限措置として再度設けられます（平成17～19年度に実施された時限措置と同じ内容です）。

2. 確定給付企業年金に関する改正（第三条関連）【施行日：公布の日】

（1）実施事業所の減少に係る掛金一括拠出要件の拡充

確定給付企業年金の実施事業所が減少する場合、当該減少に係る実施事業所の事業主は掛金を一括拠出することとされています。今般、事業所減少に該当する要件として「分割または事業譲渡による事業の全部または一部の承継」が新たに加わります。

（2）情報収集等業務の委託

→ 1.（2）厚生年金基金の場合と同じ

(3) 老齢給付金の支給要件の緩和

確定給付企業年金において、老齢給付金を退職時点で支給する要件は「50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したとき」とされており、仮に60歳以上の年齢で退職したとしても、規約に定める支給開始年齢に達していなければ老齢給付金を支給できませんでした。

今回の改正では、退職時点における老齢給付金の支給要件が「60歳未満」から「規約で定める年齢未満(60歳以上65歳未満)」に変更されます。これにより、60歳台前半で退職した加入者に退職時点で老齢給付金を支給できるようになることから、定年延長等に対応した柔軟な制度設計が可能となります。

3. 確定拠出年金に関する改正(第四条関連)

(1) 資格喪失年齢の引上げ 【施行日：公布の日から2年6ヶ月以内の政令で定める日】

確定拠出年金の加入対象者に係る年齢要件が、現在の60歳から、規約で定めることにより、最大65歳まで引上げることが可能となります。これにより、雇用延長者への対応など雇用状況に応じた柔軟な制度運営ができるようになります。

(2) 企業型年金における「マッチング拠出」の解禁 【施行日：平成24年1月】

企業型年金においては、これまで事業主掛金のみ拠出可能であり、加入者本人が拠出することは認められていませんでした。今般の改正により、企業型年金加入者も自ら掛金を拠出すること(マッチング拠出)が可能となります。

なお、加入者掛金(企業型年金加入者掛金)の拠出には、以下の制約があります。

- ①加入者掛金は、事業主掛金の額を超えない範囲とされています。
- ②事業主掛金および加入者掛金の合計額は、法令上の拠出限度額を超えない範囲とされています。

(3) 投資教育の継続的実施の明確化 【施行日：公布の日】

企業型年金の投資教育については、かねてより事業主に対して努力義務が課せられていますが、今般、投資教育の継続的実施義務が明文化されたほか、当該投資教育が資産運用に関する知識向上および運用指図への有効活用に資するよう配慮する旨規定されました。

(4) 情報収集等業務の委託 【施行日：公布の日】

→ 1.(2)厚生年金基金の場合と同じ

(5) 自動移換者の給付の取扱い 【施行日：公布の日から2年6ヶ月以内の政令で定める日】

自動移換者(連合会移換者：企業型年金の資格喪失後6ヶ月以内に資産移換を行わなかったため自動的に国民年金基金連合会に移換された者)については、従来は年金加入者および運用指図者のいずれにも該当しなかったため給付等の手続が行えない状態にありましたが、今般の改正により、個人型年金加入者とみなして個人型年金規約の定めにより給付手続等を行うことが可能となりました。

(6) 脱退一時金の支給要件緩和 【施行日：公布の日から2年6ヶ月以内の政令で定める日】

企業型年金を中途脱退した場合における脱退一時金の支給要件として、「個人型年金運用指図者となってから2年を経過した場合」等が新たに追加されました。

以上